

組合 NEWS

Faculty and Staff Union of Kanazawa University
金沢大学教職員組合執行委員会
金沢市角間町
Tel.076-262-6009 (FAX同じ) / 角間内線2105
E-mail kanazawa@ku-union.org
ホームページ http://www.ku-union.org/

2019年4月15日

通巻1265号

この号の内容

- 子の看護休暇等の上限日数の取扱い
- 天皇即位に関する休日の取扱い

子の看護休暇で上限日数が改善 4月から

子の看護休暇に関する上限日数の取扱いが改善しました。子の看護休暇は、未就学児に対して5日（2人以上の場合は最大10日）が認められています。

しかし、これまでは小学校入学等により未就学児が2人から1人となった場合で、1～3月に看護休暇を5日以上取得していると、4月～12月には全く取得できなくなるという問題がありました。国公労連等が人事院に対して粘り強く改善要求を行ってきた結果、昨年4月から、入学時点での残日数分（5日を超える場合は5日）の休暇が取得できる様に改められました。本学では対応が遅れていたため、昨年7月に組合から改善を求めています。



改善後の取得例

	1月1日		4月1日		6月1日	
	最大取得可能日数(10) * 子2人		最大取得可能日数(5) * 子1人		最大取得可能日数(10) * 子2人(1人増えた場合)	
	1～3月で 取得した日数	3月31日の 残りの日数	4月1日の 残りの日数	4～5月で 取得した日数	6月以降の 残りの日数	
例1	旧制度	3	7	2	0	7
	変更後	3	7	⑤	0	7
例2	旧制度	7	3	0	0	3
	変更後	7	3	③	0	3

*詳細は各部署の担当係でご確認ください。

Facebook, Twitter 始めました

労働問題に関する情報、大学をめぐる動き、金沢大学教職員組合の活動などを配信していきます。





天皇即位に関するの休日の取扱い

天皇即位に関する休日法によって、今年はGWが10連休になる等、休日が4日増えます。しかし、非常勤職員は日給制または時給制であるため、給与が減ってしまうという問題があります。組合から、非常勤職員の給与が減収にならないよう、配慮を求めました。法の趣旨目的に照らして、全ての教職員が気持ちよく休めるような配慮が必要です。

(要 求)



非常勤職員の給与が減収にならないよう配慮すること。

(趣 旨)

天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律により、2019年4月30日、5月1日、5月2日、10月22日が休日となります。厚生労働省は、『本年4月27日から5月6日までの10連休に関してよくある御質問について』のなかで、「天皇の即位に際し、国民こぞって祝意を表するという即位日等休日法の趣旨や、国民の祝日の趣旨等にかんがみ、労使間の話し合いによって、国民の祝日・休日に労働者を休ませ、その場合に賃金の減収を生じないようにすることが望ましいことはいうまでもありません」と回答しています。



金沢大学においてもそれらの日は休日になると思いますが、そのことで非常勤職員の給与が減収にならないよう配慮することを求めます。

非常勤職員に休日期間分の給与が支払われない場合は減収となる一方で、正規職員の場合は、休日の増加にかかわらず給与額が変わらないことに加えて、休日の増加に伴う所定労働時間の減少により、時間外労働手当を計算するための1時間当たりの賃金が増額になり、多くの職員の給与が増収となると思われます。

パートタイム・有期雇用労働法（平成32年4月施行）においては、正規職員とパートタイム労働者・有期雇用労働者との間で、基本給や賞与、手当などあらゆる待遇（教育研修、福利厚生なども含む）について、不合理な差を設けることが禁止されることから、当該休日の取扱いについても配慮すべきであると考えます。

